

APA 著作権 レポート

vol.02

index

特集1 スイカ写真事件。結果考察と影響	02
特集2 ホテルパンフレット事件 - 判例評釈	06
連載 著作権を知らう! - 2	10
連載 著作権相談 case 2	14

APA著作権相談室は誕生して5年目を迎えました。これまでに多くの相談が寄せられましたが、その中でも鮮烈な闘いを勝ち抜いたのが世に「スイカ写真事件」という名で知られた黄建勲氏の著作権侵害訴訟です。この裁判は被写体そのものの決定も著作物の重要な要素とされるなど、これまでにない創作の原点が争点となった画期的なものでした。この判決の持つ意味や影響はなんだろうか。創刊第2号の大きなテーマとしました。

スイカ写真事件感想

三戸岡耕二 弁護士 APA著作権相談室担当

本件判決を顧みて。

本件判決のキーワードは、著作権と被写体 類似
依拠の3つである。

著作権と被写体ということ。

従来の地裁を中心とする判例は、写真著作権には被写体の創作性は含まず、もっぱら、写真技術を偏重した考え方が支配的であった。しかし、写真機の凄まじい進化により、素人でもただシャッターを押すだけで、相当の写真が撮れてしまう時代になると、写真家による写真技術とは何かということが問題になる。写真技術とは、より素晴らしい写真を見抜く力であろう。機械的、物理的、光学的な写真技術を駆使して、より素晴らしい写真を磨き澄まされた感性により創作する技術であろう。裁判所が十年一日のごとく、常套句として引用する特徴的重要表現と云う語により表現される旧来の写真技術なる概念は、もはや、現在の写真の著作権を論じるには、その内容が貧弱に過ぎる。

まさに、著作権法に「思想又は表現を創作的に表現したもの」と規定された著作物の概念を、写真表現の実態に適合するように内容豊かに捉えるには、当然のこととして、被写体の創作性も重視されなければならない。このことを最も声を上げて主張しなければならないのは、写真家自身である。

類似ということ。

本件スイカの写真が2枚。地裁の裁判官は似ていないといい、高裁の裁判官は似ているという。人の感性とは実に様々である。この差は何か。本件に関する限り、写真という著作物に対する思い入れの差である。

依拠ということ。

裁判官により最も避けるべきは、先入観である。地裁の裁判官が、依拠に関する証拠調べを徹底していれば、結論は、自ずから明らかであった。



執筆者プロフィール
三戸岡耕二。昭和19年生まれ。中央大学法学部卒業。日弁連業務対策委員会副委員長、第一東京弁護士会仲裁運営委員会副委員長、日弁連法律相談事業委員会副委員長、東京家庭裁判所参調会副会長、日本調停委員連合会副委員長、法制審議会幹事などを歴任。現在、三戸岡法律事務所主宰、経済問題を主に手がける知的財産権(特許)問題の経験も豊富。APA知的所有権部著作権相談室担当弁護士としても活躍。

スイカ写真事件。結果考察と影響

田口重憲 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 助教授

「スイカ写真事件」(東京高裁判決平成12年6月21日判例時報1765号96頁)は、これまで、裁判例が少ない、異なる被写体を撮影した場合の写真の著作物の著作者人格権の侵害について判示したものであり、主として、写真の著作物の創作性について、写真の撮影や現像等撮影技術に関する創作性のみをいうのか、被写体の創作性の有無を考慮すべきか否かについて争われた事例である。地裁と高裁では結論が分かれたが、これは、写真の創作性についての考え方の相違のほか、共通点がアイデアか表現かの両裁判所の考え方の違いによるものである。本稿においては主に前者について論じることとする。

東京地裁では、写真の創作性を「原告が撮影するに当たりさまざまな工夫を凝らした撮影時刻の決定、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等によって生じた創作的な表現部分」として捉えていた。一方、東京高裁では、これに加え、「被写体の決定自体について、すなわち、撮影の対象物の選択、組合せ、配置等において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは、十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮しなければならないことは、当然である。」とし、被写体それ自体における創作性を当該著作物の創作性に含ませて考えることとし

ている。

写真の創作性に関しては、写真という機械の操作に依存する作品であることに鑑み、撮影における技術的部分で創作性が発揮されるとの考え方が有力であった。

歴史的に、写真の著作物の保護期間は、他の著作物よりも短くされていた(平成8年の法改正以前は公表後50年(一般の著作物は著作者の死後50年)20歳の時に撮影し公表した写真は70歳の時に保護期間が満了し、著作者に無断で利用できた。)このため、被写体に著作権法上独自の保護に値する独自性がある場合は、写真の著作物の創作性としてではなく、それ自体の著作物としての創作性と考えることが適当であった。現在では、写真の著作物の保護期間が一般の著作物と同様とされたため、この点に関しては、写真の著作物の創作性について、被写体自体の創作性を含めて、議論できる状況になったといえよう。

それでは、写真の著作物の創作性に被写体自身の創作性を含めることが適当であろうか。

被写体に係る創作性も含め考えることとした場合、写真の著作者は誰であるかということが問題になりえる。今回のケースでは、被写体の決定等と撮影者が同一であるが、実際の写真の制作過程を考えた場合、スタジオ内のスタッフとの共同作業として行われることも多い。このような場合、従来の技術的部分で創作性が発揮されると考える場合、多



原告の写真家黄建勲氏撮影の「みずみずしい西瓜」



問題となった写真

くの場合実際にシャッターをきるカメラマンが著作者と考えられる。一方、東京高裁の考え方をベースに考えると、スタジオ内のスタッフとカメラマンの共同著作物と考えることになるのであろうか。そうすると、果たしてこのように著作者を考えることは実態とあっているのであろうか。また法的にも適当であるのだろうか。

私が論じたいのは、高裁の論理構成が適当かどうかであり、高裁の結論の妥当性ではない。被写体に著作権法上の保護を与えるべき創作性がある場合は、論理構成としては、高裁の対場のほか、被写体自体の著作物性(例えば美術の著作物としての創作性)を論ずる方法がある。すなわち、被写体の創作性を、写真の著作物の創作性とは切り離して考える考え方である。本判決のように被写体に係る創作的な表現が写真撮影者によって行われた場合で、写真として複製等が行われるときは、結論は同じになる。写真以外の形で複製等が行われた場合、例えば、本件のような被写体を、写真の方法により複製するのではなく、類似した被写体を自らアレンジして、明るい感じの水彩画として描いた場合を考えてみるとどうであろうか。このような場合、撮影・現像方法による特徴的な表現(本判決でも写真の創作性の不可欠な一要素として考えていると解される)と当該水彩画の特徴的な表現は通常異なると考えられるだろう。従来、写真の本質的な特徴と考えられていたものがない場合について、なお、「写真の著作物」の複製権等の侵害というのは疑問であり、単に、このような場合は、被写体自体に著作権法上独自に保護されるべき点があるのであれば、被写体の選択、組合せ、配列を美術の著作物(例えば活け花のようなもの)と捉え、美術の著作物(被写体)の複製・翻案と理解すべきであろう。

また、被写体の創作者と撮影者が異なる場合に共同著作物と解することができるのか考えると、著作権法上「共同著作物」とは「各人の寄与を分離して個別に利用することができないものをいう(2条1項12号)とされており、被写体が独自に利用される場合(水彩画等で描かれる)は共同著作物にはならないのである。

高裁の考え方は、被写体の選択、配列等と撮影を同一人物

が行った場合に、当該「写真」を総合的な「作品」と捉えて論じる場合にのみ有用なものであり、写真の著作物一般についてのルールと考えるのは必ずしも適当ではないのではなかろうか。

したがって、基本的には被写体それ自身が創作的な表現として保護されるべき場合については、被写体自体の創作性を写真の著作物の創作性と分けて把握するという考え方が、応用範囲が広い説明であろう。

最後に、著作権法によって保護されるのは表現であり、アイデアではない。地裁では、共通点をアイデアに過ぎないと捉え、侵害を否定した。一方、高裁は、表現の共通性を認めたものである。アイデアか表現かの問題は、非常に難しい問題であり、この点については、東京高裁平成12年9月19日判決(判例時報1745号128頁)などが参考になる。



執筆者プロフィール
田口重憲。昭和39年生まれ。東京大学法学部卒業。文部省(現文部科学省)入省。文化庁著作権課、新潟県教育委員会生涯学習推進課、内閣中央省庁等改革本部事務局、文部省大臣官房総務課行政改革推進室などを歴任。現在、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所助教授として、大学院において著作権法等知財法関係の講義を担当。

「下手」な物真似は盗作

徳山喜雄 朝日新聞 総合研究本部 研究員

スイカ写真の「下手」な物真似を盗作とする高裁判決を、最高裁は支持した。高裁判決は作品の中に宿る写真家の思想や感情部分にまで踏み込み、2作品の制作経緯を詳細に検討し、一方を「改悪」写真としていた。このほど上告が棄却されたことによって、安易な模倣を厳しく戒めるこの判決が確定することになった。

思想や感情を問う

古来から絵画や音楽、文学の世界においても、思いつき、いわゆる作品を創るきっかけとなるアイデアなどは多くの人が持ち合わせているものだ。そのアイデアを形にする過程が難しいのであり、それが創造的行為であろう。たとえば、こんな小説を書きたいなどというアイデアは、その道を志す人なら誰にだってある。しかし、アイデアだけでは小説は書けない。こうしたアイデアを盗んだことを立証するのは至難の業であろうし、表現の世界ではあまり意味のないことなのかもしれない。

判決もこの部分は重要視していない。最終的に写真が示しているものが「何を有するか」ということに着目している。別の言葉で言えば、写真家の固有表現の核心部分、つまり「思想または感情」部分を問うことになった。勝訴した黄建勲氏は「A P A 著作権レポート」の前号で、「私の映像づくりは、その中に物語性(風物詩)を極度に集約する。被写体の内容に十分な理論づけをしたうえで原案をまとめ、それをさらにイラスト化して提示するようにしている。(……)それぞれの作品は発表の1年前に私のスタジオで撮影されている。もちろん生き生きとした一瞬を撮るためである。旬に採れた野菜・果物の顔はすばらしい。演劇の主役の表情と同じで輝いている。的確な食視化は食指化につながる」

とその方法や考え方について語っている。

この「物語性(風物詩)」「生き生き」「食視化から食指化へ」といったキーワードから、黄氏の写真家としての思想や感情を伺うことができる。

安易な姿勢に警鐘

敗訴した湯野昇氏の写真に、黄氏とは異なった思想や感情を読みとることができたのなら、この作品は盗作といえなくなる。しかし、薄く切った6片のスイカ(西瓜)を載せた楕円球の果物は、スイカではなくトウガン(冬瓜)だった。画面右奥にもスイカに混ざってトウガンらしきものがのぞく。さらに、オリジナル写真には籐の籠が使われているが、盗作作品はざるを使った。黄氏の「物語性(風物詩)」を色濃く感じさせる部分を、ちくはくで安易な選択で損なつたにすぎなかった。

さらに、オリジナル作品は発表の1年前に最盛期のスイカをスタジオに持ち込み、霧を噴いたり、ライティングに工夫を凝らしたりするなどして、「生き生き」としたものに仕上げている。しかし、盗作作品は雨の日に実家のスイカ畑で、特にライティングをせずに撮影したため、平板なものにとどまった。

オリジナル作品は「食視化から食指化へ」という目的を達成したといえるが、盗作作品は新たな思想や感情の注入どころか、オリジナルよりはるかに劣るものとなった。この部分に注目した判決は、湯野氏の行為について「写真を改悪した」「個性ある表現をありふれた表現にした」などとし、「粗雑に複製又は改変したにすぎないものというべきである。このような複製又は改変が、著作権法上、違法なものであることは明らか」と断じた。

「先行著作物の被写体を参考として利用しつつ、被写体を決定し、自らの創作力を発揮

して新しい写真を撮影することが、著作権法に違反するといっているのではない」と念を押した。これは姑息な「パクリ」ではなく、先達の作品を超えるいいものを創れと激励しているようでもある。

「偶然の一致」でオリジナル写真と類似したという湯野氏の主張に対して、この判決は写真表現とはそんなに軽いものではない、もっと高度な表現行為だと認定したともいえる。判決が確定したことは、写真表現に真摯に携わる者にとって歓迎すべきことだろう。

もうひとつ注目できること。それはフォトライブラリーの経営者の磯野恵美子氏にも連帯責任を求めたことである。盗作の可能性を感じつつも、写真家だけの責任に転嫁し、写真を販売する業者は他にもいよう。しかし、これは写真業界全体の信用をおとしめる行為であり、厳に慎まなければならない。判決はこうした部分にまで目を配り、写真家および写真取り扱い業者双方の安易な姿勢に警鐘を鳴らした。



執筆者プロフィール

徳山喜雄。1958年生まれ。朝日新聞映像本部記者、デスクを経て、現在、同・総合研究本部で映像メディアの研究を進める。ベルリンの壁崩壊をはじめとする一連の東欧革命、崩壊後のロシア・旧ソ連諸国、中国、北朝鮮など旧共産圏を数多く取材。著書に、『フォト・ジャーナリズム』(平凡社新書)、『苦悩するロシア』(三一書房)など。98年、取材キャップをした朝日新聞連載『素顔の中学生』で日本新聞協会賞を受賞。

スイカ写真事件についての所感

中西 開 (株)電通 法務室 主管

スイカ写真事件は、広告表現の権利関係の相談をよく受ける広告業界の法務関係者にとっては、極めて興味深い事件でした。以下は法務関係者の一人として私の思ったことを素直に述べさせていただきます。

正直に言って、本件が東京高裁において逆転判決が下されることはないのではないかと考えていました。事件の背景をよく知らなかったという事情もありますが、写真の著作権侵害の判定において、被写体の選択・組合せ・配置(いわゆるアイデア)の独自性をも考慮すると、写真による創作活動が不当に制約を受ける恐れがあり、裁判所も著作権での保護は認めないだろうとの先入観があったからです。

また、アイデアの流用は、「イメージ権」の問題として考えられることがあったということもありました。イメージ権とは、制定法で定められている権利でもなければ、判例で認められている権利でもありません。写真、イラスト、映画などのアイデアの流用が問題になるようなケースで、便宜的に使われてきたものです。有名写真家の写真の構図を模倣したり、有名イラストレーターの独特な色使いを真似したりする場合にイメージ権が問題となってきます。文化は、先人の業績をベースに発展していくわけですから、アイデアの流用が全く許されないわけではありません。一方、原作者のオリジナリティも十分に尊重される必要があります。そのため、イメージ権の問題は、アイデアを流用する側の「モラルの問題」であるとされてきました。私は、スイカ写真事件は、著作権侵害とは認められないが、モラルの問題として許されない事件だと思っていました。

しかし、本事件で、東京高裁は、写真の著作権侵害の判定において、被写体の選択・組合せ・配置の独自性も考慮し、そこに共通性があれば、著作権侵害が認められるとしました。東京

高裁がこのような判決を下したのは、事件の背景(モラル的に許せない)と本件被写体の選択・組合せ・配置の極めて高い独自性を理解し、被告を敗訴させる必要があると考えたからだと思われまます。私も東京高裁の判決を読み、三戸岡弁護士、裁判官の説明を聞くまでは、本件のスイカの写真の選択・組合せ・配置がここまで高い独自性を有しているとは思っていませんでした。

本件に関する東京高裁の判決は納得できるものであったとしても、実務的影響が心配されるのは、写真の創作活動の萎縮効果です。被写体の選択・組合せ・配置の独自性にも著作権法上の保護が及ぶと言う点ばかりがクローズアップされてしまうと、今までの写真と同一・類似の写真を撮影することが著作権侵害として許されないという誤った認識が定着してしまう恐れがあるからです。このような認識があると、写真家の創作活動が萎縮するばかりでなく、広告表現の権利関係の相談を受ける法務関係者の判断も被写体の選択・組合せ・配置が少しでも似ていたら止めさせてしまうということになりがちです。

被写体の選択・組合せ・配置が同一・類似の写真を撮影することは許されないという認識を一般化することは、絶対に避けなければなりません。東京高裁も、「先行著作物の被写体を参考として利用しつつ、被写体を決定し、自らの創作力を発揮して新しい写真を撮影することが著作権法に違反することはない」と明言しています。

著作権法上許されないのは、先行著作物の被写体の選択・組合せ・配置に「著作権法上の保護に値する独自性」が認められるときに、そこに何ら「新たな創作性」が認められない形で、先行著作物と同一・類似の写真を撮影することです。

「著作権法上の保護に値する独自性」と「新た

な創作性」の2つがポイントになってくるわけですが、東京高裁の判決では必ずしもこの基準が明確ではありません。「著作権法上の保護に値する独自性」については、「景色、人物等現存する物が被写体」となっているケースでは独自性が認められにくく、本件のように「人為的に作り出されたものが被写体」となっているケースでは独自性が認められやすいということのようです。「新たな創作性」については、表現手法の限界、制作意図などとの関係もあり、作り手の意識(モラル)の問題に帰着せざるを得ないのではないのでしょうか。

結局、「著作権法上の保護に値するような独自性」「新たな創作性」についても、ケースバイケースで判断していくしかなさそうです。

広告業界の今後の課題としては、「著作権法上の保護に値するような独自性」「新たな創作性」についての研究を深め、これに関する何らかのガイドライン(あるいは事例集)を策定することではないかと思っています。

最後になりましたが、写真の著作物の保護に関する貴重な先例を築き上げた黄建勲氏、三戸岡弁護士、APAの関係者の皆様の努力に敬意を表します。



執筆者プロフィール

中西 開。昭和37年生まれ。京都大学経済学部及び法学部卒業。昭和62年、川崎重工工業株式会社入社、法務部・知的所有権部にて契約業務に従事。平成9年、株式会社電通中途入社、法務室にて権利、景品などの法務相談業務及び契約業務に従事。日本著作権法学会会員。

ホテルパンフレット事件 - 判例評釈

三戸岡耕二 弁護士 APA著作権相談室担当

本レポートに掲載する目的

本件は事実関係としても法律関係にしてもごく普通の簡単な事件である。この事件を、本レポートに掲載するのは、本件がごく普通の事件であるため、逆に、普通の写真家が、日常の写真撮影業務に普遍的に付随する問題であり、この事件を紹介することにより、写真家は、常々何に気を付ければよいかの警告の意味を込めて本レポートに掲載するものである。

事件の概要

事件の概要は、地方のホテルが、約10年前から、ホテルのパンフレットやチラシや小冊子(以下、パンフレット等という)の作成を印刷会社に発注し、受注した印刷会社は、写真家に、ホテルの宣伝用写真の撮影を依頼し、撮影された写真を利用して、ホテルのパンフレット等を作成し、ホテルに納品していた。

写真家が印刷会社に渡した写真のポジは、ホテルの再度のパンフレット等の作成の際の再使用を考えて、印刷会社に保管されていた。

このような、写真家、特に広告写真家の営業は、ごく普通の写真家の日常の営業形態と思われる。

法律的観点

この営業形態を法律的に見ると次のようになる。

ホテルがパンフレット等を印刷会社に発注し、印刷会社がパンフレット等を作成し、ホテルに納入することは、法律上、請負契約の成立とその履行としてとらえられる。従って、印刷会社のパンフレット等の納入により、パンフ

レット等の所有権はホテルに移転し、以後、ホテルに帰属することになる。しかし、この有体物としてのパンフレット等の所有権とは別にこのパンフレット等に表現されている制作者の「思想又は感情」が「著作権」として著作権法により保護されているのである。

写真の著作権は、写真を撮影した写真家に帰属しており、写真家が、撮影した写真を印刷会社がホテルのパンフレット等を作成するために使用することを印刷会社に対し、有償で許諾したものである。従って、この使用することを許諾した後も写真の著作権は、写真家に帰属している。

また、パンフレット等の著作権は、パンフレット等を製作した印刷会社に帰属しており、同様にホテルに有償で使用許諾を与えた後も印刷会社に帰属していることになる。

本件事件の具体的経過

Tホテルが、約10年前から、ホテルの宣伝用パンフレット等をN印刷会社に発注していた。N印刷会社は、Tホテルから発注がある都度、S写真家に写真撮影を依頼し、S写真家は、直接、Tホテルに出向き、Tホテルの担当者といろいろと打ち合わせをしながら、ホテルの外観や豪華なロビーや客室やN印刷会社がモデル紹介会社から選定したモデルを加えたりして数十枚の写真撮影し、この写真のポジをN印刷会社に渡していた。

N印刷会社は、S写真家が撮影した写真を利用して、ホテルのパンフレット等を作成し、Tホテルに納品し、総額の代金を受領し、その中からS写真家に対してはS写真家との間で取り決

めた撮影料を支払っていた。

S写真家が、N印刷会社に渡した写真は、Tホテル専用のものであり、他に使用する余地がないため、将来Tホテルからまた発注されることも予想されたので、N印刷会社に渡されたまま、N印刷会社に保管されていた。

平成12年4月21日Tホテルの代理人という弁護士から、概要、次のような内容の催告書がN印刷会社に内容証明郵便で送付されて来た。

「TホテルはN印刷会社に対し、ホテル等のパンフレット作成を依頼しておりますが、右作成に必要なポジ約150枚を印刷会社にお預け致しております。今般、諸般の事情により、お預け致しているポジの返却方をお願い致します。ついては、本書面、到達後1週間以内に当社までご返却下さるようお願い致します。」

本件の発端は、他の広告代理店が、Tホテルにパンフレット等につきN印刷会社よりも格安で作成出来ると持ちかけたもので、S写真家の撮影した写真についても、引き渡しをN印刷会社に要求すれば、N印刷会社は応じざるを得ないだろうとけしかけたようである。

N印刷会社の代表者N氏から相談を受けたS写真家は、APAの知的所有権部に相談し、平成12年4月26日当職に相談の連絡をして来た。

当職がS写真家の経過説明を聞く限り、S写真家が撮影した写真の著作権は、S写真家に帰属するものであり、決して、Tホテルに帰属することはなく、Tホテルからの写真引き渡し要求は、明確に拒絶する様にと指示した。N印刷会社は、いままでTホテルとは、長い付き合いがあり、あまり表立って

争いたくないとの事情もあったので、N印刷会社は、Tホテルに、S写真家が写真の著作権は自分に帰属していると主張して、N印刷会社に対し、強く写真のポジの返還を求めてきたので、やむなく、S写真家にすべてのポジを返還したと伝えることにした。

Tホテルの代理人弁護士には、平成12年5月9日S写真家の代理人として当職が、写真及びポジの引き渡しには応じられない旨の回答書を内容証明郵便にて、送付した。

Tホテルでは、新しい観光シーズンを迎え、何としても、Tホテルの宣伝をしなければならず、従来、N印刷会社において作成したパンフレット等を新しい広告代理店を使って、複写しそれらをアレンジして新しいパンフレット等を作成するという情報が人づてに伝わって来た。

そこで、当職は、Tホテル代理人弁護士に対し、N印刷会社が、従来作成したパンフレット等を複写し、それらをアレンジして新しいパンフレットやチラシを作成するという事は、明らかに、N印刷会社のパンフレット等に関するデザインの著作権やS写真家の写真の著作権を侵害することになるので、そのときは、必ず、Tホテルは損害賠償責任を負わされることになるので、そのようなことがないように中止するようにとの警告書を内容証明郵便にて送付した。

このときのTホテルの代理人であった弁護士は、Tホテルの主張が法律的に無理であり、主張を貫けないとを認識したのか、その後、辞任している。

しかし、程なく、Tホテルは、観光シーズンを迎え、背に腹はかえられないと、N印刷会社が、従来作成したパンフレット等を複写し、それらをアレンジして新しいパンフレット等を作成し

宣伝のため、広く配布する挙に出た。

Tホテルが、配布した新しいパンフレット等は、ほとんど、N印刷会社が、従来、作成したものと同じであった。

ここに至って、S写真家もそのまま放置する訳にも行かず、この先、多分に煩わしいことに巻き込まれるとの不安があったと思われるが、訴訟を提起することを決断した。

N印刷会社も共に原告として、提訴することになった。

訴訟経過

提訴に当たっては、次のような準備をした。

Tホテルが配布した侵害パンフレット及びチラシの収集

侵害パンフレットなどの侵害部分の照合による確認

侵害部分のS写真家の写真撮影料やN印刷会社のデザイン料の特定

侵害部分の各損害額の積算による総損害賠償額の算定

慰謝料額の算定

平成13年2月2日岐阜地方裁判所に提訴。

請求額は、S写真家が金252万円、N印刷会社が金173万円であった。

本件訴訟は、法律的には、特に困難な問題はなく、パンフレット等のデザインに関する著作権は、N印刷会社に帰属し、パンフレット等に使用された写真の著作権は、撮影者であるS写真家に帰属しており、Tホテルが、これらS写真家やN印刷会社にその著作権が帰属するパンフレット等を複写して新たなパンフレットなどを作成したのであるから、著作権侵害による損害賠償責任があることは明白である。

問題は、損害賠償額の算定であり、Tホテルは当然、この損害賠償額の主

張を否認するであろうから、いかにこれを証明するかである。本件訴訟の争点は、損害賠償額の立証であった。

特に、本件では、正式な契約といえるものは、TホテルとN印刷会社間の法的にいうと請負契約であり、N印刷会社が注文に応じて商品としてのパンフレット等を作成し、納品し、注文主であるTホテルはその請負代金を支払う関係である。従って契約の中でこの損害賠償額を証明する資料がほとんど無く、その算定の立証が困難であった。

しかし、訴訟は、Tホテルの代理人の新しい弁護士が、著作権をよく理解しておらず、「契約関係にないS写真家が、何故、写真の著作権を取得するのか」との疑問を提示した。このため裁判所がこの代理人に著作権を理解させるためにかなりの時間が費やされる結果となった。同代理人は、Tホテルは高い代金を支払って、パンフレット等をN印刷会社から買い取ったのであるから、パンフレット等の著作権も、そこに使われている写真の著作権もすべてTホテルに帰属しているのだという考えから最後まで抜けられなかった様である。従って、法律の素人である写真家の人々が、何故、本件の様にパンフレット等を既にTホテルに納品した後になって、写真家が、写真の著作権を主張出来るのかと疑問に思うことがあってもあながち責められないと思った。

これは、写真そのものと写真の著作権とを混同したことに起因する誤解である。両者の権利はまったく別のものである。著作権とはその写真によって表現された写真家の「思想又は感情」である。それゆえに、「無体財産権」とか「知的所有権」といわれる。

写真を買い取った者も、その写真を

複写して配布することは許されず、その写真に自分の名前を撮影者として冠したり、その写真に手を加えたりして、公表することも許されない。これは、その写真の著作権が、有体物たる写真とは別のもとして存在し、かつ、撮影した写真家に帰属しているからである。

裁判長から、何度も、何故、写真の著作権がTホテルに帰属しているのかと問い詰められた同代理人が最後に、「この写真の著作権もパンフレット等とともにTホテルが買い受けたものであり、N印刷会社の代表者Nが、S写真家から写真の著作権を譲り受けており、この譲り受けた写真の著作権をさらにTホテルに譲渡するという契約が出来ていたのだ」と主張するに至った。写真の著作権をTホテルが取得し、Tホテルに帰属しているというためにはこのような主張をする以外にはないのである。

しかし、このようなことは、事実ではなく、結局、Tホテルの代理人も証明することは出来なかった。

ここで訴訟の経過を時系列に摘示しておく。

平成12年2月2日岐阜地方裁判所に提訴

平成13年5月24日第1回口頭弁論期日岐阜地方裁判所訴状陳述、答弁書陳述第2回目の期日から電話会議方式になり、双方代理人は事務所に居て、裁判所と同時に3者が通じた電話による会議で協議し、そこで決まったことを、次回期日までに書面にして提出するという方式で審理が進められた。

平成13年7月5日第2回電話会議準備書面陳述、準備書面陳述

平成13年9月10日第3回電話会

議和解案提示、和解案を検討

平成13年10月22日第4回電話会

議相手方が当方の和解案拒絶

平成13年12月10日第5回裁判所、S写真家、N代表、Tホテル従業員の見聞

平成14年1月28日第6回電話会議、和解成立、裁判終了

本件訴訟は、平成13年2月2日に提訴しているが、平成12年4月26日に受任してから、それまでは、S写真家と共にN印刷会社のN代表とも面密な打ち合わせをして訴訟の準備をして来たが、N印刷会社は平成13年5月10日に破産宣告を受け倒産していた。この事実をS写真家を通じて知ったのは、6月の下旬であり、本件事件の核心部分に存在したN代表の所在が尠として知れず、損害賠償額の立証が思うように出来ず、訴訟の維持も危ぶまれる事態に立ち至った。

それまでは、損害賠償額を立証する書証としては、S写真家がN印刷会社に渡した写真の撮影料を明記した写真の納品書とTホテルが提出したN印刷会社に支払ったパンフレット等の代金総額を示す書面しか提出されていなかった。

しかし、7月下旬になり、N印刷会社の破産管財人と連絡が取れ、破産管財人がN印刷会社とTホテルの取引経過を示す、詳細な大部の帳簿を証拠として裁判所に提出するに至って、損害賠償額の立証も出来、ほぼ、当方の主張が100%認められるとの確信が持てた。

しかし、8月末頃になると今度はTホテルが経営不振で倒産するかもしれないとの風評が立ち、急遽、和解による解決も考慮しなければならず、9月10日には当方から和解案を提示している。当方が提案した和解案は、S写真家に、金150万円の支払いとN印刷会

社に、金75万円の支払いを求めるものであった。

Tホテルは当方の和解案を一旦は拒絶したものの、12月10日に証人尋問が終了すると、裁判所としても和解により解決するか判決により解決するしかなくなり、裁判所が強く、Tホテルに決断を求めたところ、Tホテルも当方の和解案を飲んで和解により解決することを承知し、本件は平成12年4月26日に受任した後、約2年で全面的に解決したことになる。

本件から学ぶべき点

以上、経過を思いつくままに述べたが、写真家としては、撮影した写真の著作権は自分に帰属するのであり、撮影した写真そのものよりも、そこに表現された著作権こそ重大な権利であり財産であることを十分に自覚し、「著作権をどう護るか」にもっと意を用いるべきである。自分に帰属する著作権は、明確に譲渡する意志を表明しなければ、他人に移転することはないが、相手方に預けている状態が、漠然と続いたりするとこの意志の確認が困難となり、しいては、譲渡したと見られることにもなって来る。常に、写真家は、自分の写真の著作権が、自分に帰属していることが外観からも認められるであろうかと自問して見る必要がある。

また、写真の使用を許諾したのか、写真の著作権の譲渡をしたのか、いずれの意志が明確に判定出来ないときは、支払われた金額により判定されることが多いので、常に、写真家は、その写真の著作権を譲渡した場合の譲渡料はいくらであり、著作権の使用許諾料はいくらであるとの意識を持つことも大切と思われる。



「困ったことになった...」

芝野将光 日本広告写真家協会正会員 中部支部
株式会社 スタジオマジソン



「困ったことになった...」神妙な顔つきでN社長から手渡された封筒の中味は「通知書」とあり、聞いた事もない弁護士の名と朱印がえらく目立っていた。N社長は、社員10名足らずのこの地方でも規模の小さな印刷会社のオーナーであるが、写真撮影の仕事は多く、30年近い付き合いの仲であった。通知書はN印刷会社を通じて撮影したTホテルの13年にわたる膨大な量の写真の内から、150点を「一週間以内にTホテルに返却しなさい」という内容であった。

私の場合、業者を通じて仕事を受けるケースでは、撮影した写真をその代理店や印刷会社に預けて管理を委ねており、通常は使用期限を設けず、使用目的(使用媒体)が同一である限りリピート使用も許している。当方の営業活動の一端を担ってもらっている事への代償という風に広義的に理解し、ビジネスを重視している訳であるが、ただ日頃から著作権の所在については明確にする努力は続けており、これが精一杯の著作権の主張となっていたのであった。

一方Tホテルは、広告費を抑えるために、パンフレットをはじめとする広告ツールを他の安い代理店に依頼したかった訳で、当面必要な150点を無償で入手できないものかとN社長と再三、口頭での交渉を重ねた結果の手段であったのである。

私はN社長と話し合った末、APA著作権相談室を通じて顧問弁護士である三戸岡先生にこの問題を引き受けて

いただくこととし、出来上がった「回答書」は著作者(私)が、N印刷会社に対し写真の利用を許諾したのであり、従ってTホテルに権利の帰属は有り得ないこと、複製等により新たに作成するパンフは著作権侵害となること、さらにモデル(等)写っているものについては肖像権侵害も絡むことになるとの忠告を加えたものとなった。

しかし、間もなく新しいパンフの発行を確認する事で私(達)は、著作権侵害の催告を経て岐阜地裁への告訴となるのである。平成12年の夏であった。Tホテルが、最終的に和解に応じてくるまでの1年半は私にとって実に初体験の連続であったが、三戸岡先生の親切なそして適切なリードのお陰で難なく乗切ることが出来、仕事にも一切影響することも無くて当初の心配など全く無用であったことを特筆したい。ただ、抗争中にN印刷会社が倒産し、N社長が半年間行方知れずとなった時にはさすが心細く、いっそ取り下げて止めてしまおうかと思ったことも正直有った。しかし、後半の認証時には破産管財人としての弁護士と共に出廷、有効と思える証言も得るところとなったのである。

この様な訳で、私(達)の事件は全体を通じラッキーに推移出来た一例かとは思っているのであるが、三戸岡先生の熱意ある援助のたまものであったことは、そのやりとりしたFAX用紙の量の多さからしても確かであろう。そして勝ち得た価値はと言えば、その金額とは比べるはずもなく大なるものがあっ

たと思う。

それは実に重味のあるものであり、今後の自信につながる大切なものであった。

我々に与えられた権利が日常的に守られていく時代を迎えるためには、このような実例(判例)を数多く積み上げる事でしかその道は開かれぬものと痛感する次第である。



APAの出版物

APAでは、会員とその作品を紹介する『映像曼陀羅』、優秀な広告写真を集めた『年鑑日本の広告写真』、APA賞の入賞・入選作品集『APA公募展図録』などを出版販売しています。購入を希望される方は〒住所、氏名、電話番号、希望の書籍名と部数を書き、ファクスか葉書でお申し込みください。

出版物名	価格(税込・円)
映像曼陀羅Ⅱ	3,000
映像曼陀羅Ⅲ	2,500
映像曼陀羅Ⅲ(CD-ROM付き)	7,000
年鑑 日本の広告写真 92	10,000
年鑑 日本の広告写真 98	10,000
年鑑 日本の広告写真2000	10,000
年鑑 日本の広告写真2002	12,000
第28回APA公募展図録	1,000
第29回APA公募展図録	1,000
第30回APA公募展図録	1,000
第31回APA公募展図録	2,000

◀ 連載 著作権を知らう! - 2 ▶

同一性保持権 広告写真の現場から

著作権法第20条「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定し、第2項で教育目的の利用など適用除外を4号定めています。これは著作者人格権のひとつとして、著作物の内容や題号を勝手に変えることを禁止する権利（同一性を保持する）と言われています。著作物は思想、または感情を創作的に表現したもので、その完全性を保持することによって、著作者の人格権を保護すると同時に、社会全体の文化的所産といえる性格もあり、文化の継承の面からも同一性を保持する必要があると解釈されています。

ここでは法律の解釈については専門家に訊くこととして、「意に反して」ということを考えてみたいと思います。「意に反して」と言うからには、著作者の主観で判断していいと読めるから、その判断が恣意的、独善的なものであっても、駄目なものは駄目と言っていいと思われま。ところが、法律書の中では、本状における「意」とは著作者の意思として法的保護に値するものを指し、恣意的・独善的な意思は含まれないと考えられると書いてあるのです。この条文は一見あたりまえに読めるので

すが現実に即して考えるとなんか変なのです。我々写真家の写真は、ノトリミングで使用されるとは限りません。自主的な制作物なら可能かも知れませんが、他者との共同作業の多いものほど意に反して妥協しなければならないものです。制作過程の依頼者の注文については、意に反して勝手なことを言われます。表現を変えてくれ、色を変えてくれ、トリミングしてくれなど、これはどうなんだと言いたいところです。現実社会では著作権法で決まるものではなく、いろいろな力関係で決まっています。公表されたものでも裁判に訴えて争うのは大変です。法的保護に値することを主張し、自分の意思に反していることを訴えて、気分・体力・財力の勝負となるでしょう。

現行法は、著作者の人格権を認めると規定しているのですから、意に反してなどと言わないで、もっとはっきりと条文に規定しないと、この種の疑問が次々に生れてくるように思います。著作権法は著作物を保護し、社会に役立てようという法律だと思います。何をどう保護するのか、もう一度我々も考えないと、意に反したものになると思うのは筆者だけでしょうか。

堀切保郎 知的所有権部副部長



パブリックドメインとは？

今春、アメリカで出される著作権の判決が注目されています。それは著作権の保護期間についての争いです。著作権の保護期間は日本では著作者の死後50年（映画・法人著作・無名や変名の著作物は公表後）とされていますが、これは各国で違いがありアメリカでは70年と定められています。伝統的な文化のなかったアメリカは映画、音楽や写真といった新しい文化の育成に力を注いできた歴史があります。その結果、例えばディズニーのミッキーマウスの保護期間は、切れそうになると関係団体の陳情によって、法律の改正が行われて延ばされてきました。一方では、人類の文化的創造には長い著作権の保護期間は無益だと考える、市民団体がITの発達によって増大してきたのです。その人たちが望むのはアメリ

力が建国された当時の著作権思想である「パブリックドメイン」です。これは誰かが発案したものであっても、人類共通の財産とすれば自由に使うことができ、より人類が発展するという考え方です。要するに著作権の保護期間はできるだけ短い方がよいということです。確かに我々が作り出す著作物は既製の何らかの著作物の影響を受けています。純粋なオリジナリティはほんの少しかも知れませんが、人類的な広範な視野から考えるか、狭義的に保護を考えるか難しい問題だからこそ世界中が注目したのです。結果はパブリックドメインの負けでした。

柳澤俊次 知的所有権部部長



C O L U M N

著作権をめぐる団体活動

日本の著作権は文化庁が主導で運用されています。著作権全般を扱う団体には日本著作権協議会や著作権情報センターなどがあり、啓蒙や普及に力を入れています。これらには著作物を生み出す各分野の団体が参加していて、APAは日本著作権協議会の会員となって理事を出しています。著作権に関係する団体は音楽・美術・文芸・出版・写真・映画・放送といった代表的なものから学会誌・キャラクター・グラフィックデザイン・詩歌・実演・CM・テレビ番組・ビデオ・翻訳・漫画・レコード・録音・脚本といったものまであり、新しいものにはコンピュータープログラムやソフトといった分野があります。会員の著作物を管理する仲介業務を行う団体として有名なのが音楽の日本音楽著作権協会(通称JASRAC)です。カラオケの音楽使用料の徴収はご存

じの方も多いはずですが。現在の日本では法律の改正によって届け出るだけで仲介業務を行うことができます。そこで色々な分野がJASRACを目指しています。しかし、写真の世界では一人の作家が作り出す作品の数が膨大で、困難な面が多いと考えられています。写真の著作権団体は保護期間の延長などの運動をした全日本写真著作者同盟が解消して、現在では日本写真著作権協会(JPCA)が7団体と個人信託会員の参加によって運営されています。APAでは4名の理事を出していて、JPCAを通じて文化庁が主導する各会議にも参加しています。今春にはホームページが立ち上がる予定で、一層の活動の活発化が必要とされるところです。

柳澤俊次 知的所有権部部長



文化庁の政策

文化庁は「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の時代にどのように著作権法を適用させていくかの課題に取り組んでいます。そこには法律ルールの整備(権利のルール・例外のルール)・円滑な流通の促進(契約システムの改善・IT活用の促進)・国際的課題への対応(海賊版対策・国際ルールづくりへの参画)・教育の充実(学校教育・総合的普及啓発)・司法救済制度の充実(裁判手続の改善等)など5つの分野を戦略として掲げています。これらの問題を総合的に研究開発する場として、ネット上の「バーチャル著作物マーケット」の実証実験に着手します。多種・多様・大量の著作物を広く活用する場を設け、その中で諸問題を解決へ導くという方向だと思います。色々な問題提起があったなかで、小学校へ著作権啓発の授業へ行ったら子供達から「どこの誰にお金を払えばいいの?」と訊かれ困ったという報告がありました。音楽はJASRACに連絡すればなんとかなりますが、写真はどうするのですか。これに答えるのは現状では大変です。写真の著作権の活用

はここから始めなければならないのです。そこで日本写真著作権協会(APAも構成メンバー)では、写真著作権者の確定(著作権者のID化)の推進に着手しました。「だれに」の部分を一急に整備しないと先に進めないのです。自分の名前に番号が付くには抵抗があるとおもわれますが、大量のコンテンツIDを処理するには基礎をきちんと整備しなければなりません。これを行うことによってデータの交換EDI: Electronic Data Interchangeに進むことができます。写真が閉ざされた世界にいることは不可能です。権利情報の管理方法の確立(ID化、EDI化、DRM: Digital Right Managementの標準化)から契約システムの確立(利用許諾料率の確立)へ、また権利保護方式の確立(電子透かし、探索ロボット)から違法コンテンツ対策へ、この先、解決しなければならない問題が多数あることを認識し著作権の活用に道筋をつけていきましょう。

堀切保郎 知的所有権部副部長



Information

大きな落とし穴

撮影の仕事から三年もの月日が流れたある日、突然に多額の賠償金を求める電話が鳴ったとしたら、あなたはどうしますか。これからご紹介するのは著作権相談室に持ち込まれた相談で、誰もが同じ立場になる可能性を秘めた実話です。

ある写真家が、一流企業の海外向けカタログの撮影を行ったのは、ロサンゼルスでした。日本の広告代理店やデザインプロダクションが絡んだ仕事の内容は、現地で採用した女性モデルを撮ること。こんな場合、ロケの手配やモデルのキャスティングの仕切りは色々なケースがありますが、その仕事では写真家が現地のコーディネーターを雇い任せました。しかしオーディションで一人のモデルに決定できないまま、数人を撮ることになったのが事件の導火線となりました。後に問題となったモデルの写真はクライアントの決定でお

蔵入りとなりましたが、不採用の場合のギャラの支払いは済んでいましたから、このままなら何のトラブルにはならなかったでしょう。ところが写真家の知らないところで事件は起きていたのです。その事件とは著作物の無断使用と契約違反による肖像権の侵害に当たるものでした。写真家は三年も経ったある日、アメリカからの電話でその事実を知り、悩みの日々が始まったのです。それはひどいもので何とカタログどころかポスターに使われていたのです。それも世界に向けたポスターでした。発覚したのはモデルの友人がオーストラリアの店に貼られていたポスターを発見して、ビデオに収めてきたからでした。モデルは直ちに肖像権の侵害としてビジネスマネージャーを雇って、日本の窓口であった写真家に賠償金の支払いを求めてきたのです。アメリカのビジネスマネージャーとは、ビジネスのトラブルの解決屋で、多くは弁護士の資格を持っているようですが実態はよくわかりません。ただ多額の賠償金目当てに暗躍しているとは

よく聞く話です。写真家は直ちにデザインプロダクションに問い合わせ、広告代理店で事実を確認しました。クライアントの求めに応じてポスターが製作されたのは、撮影から数カ月後のことでした。著作権と肖像権が無視されたのです。写真家に重大なペナルティーはないのですが、あるとすれば不採用になったポジをそのままにしたことでしょうか。長年の取引相手でついで気が緩んだのが不幸に繋がったのです。アメリカからの請求額は5万ドルでした。当然、請求書は窓口になっていた写真家に来ました。

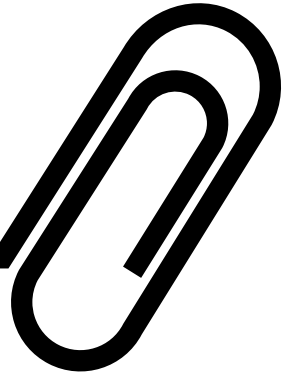
相談を受けた知的所有権部では、初のケースに悩みました。現地のコーディネーターを通しての賠償の減額交渉は訴訟に踏み切ると強硬でした。その上コーディネーターさえサジを投げる始末でした。訴訟になれば肖像権を重んじるアメリカの実情を考えれば、どう考えてもこちらに勝ち目のないことは明らかです。またアメリカでの裁判となり、賠償金や裁判費用も莫大なものになると予想されました。このケースでは写真家が今後もクライアントと良好な関係を望んでいましたので、要求を飲むしかないとの結論を出しました。結局、肖像権に関する違約金と慰謝料がアメリカのビジネスマネージャーに支払われました。そして著作権侵害については、将来を考えて不問に伏せられました。

私たちがいつ何時、大きな落とし穴にはまるかも知れません。十分に気をつけたいものです。

柳澤俊次 知的所有権部部長



Clipping



書評欄の写真集

新聞に書評欄があるのはご存知と思いますが、写真集もよく取り上げられます。写真集は発行部数も少なく、紹介してもらえば売上げに有利と考えられます。ここである写真家(ベテランの我々ならお名前を存じ上げている)の体験を報告します。

写真集は、ヨーロッパ大陸の突端を見たいという思いで、風の吹くまま、気の向くまま、6万キロを駆け抜け、旅をしながら出会った風景を大切に持ち帰った作品集です。2000年9月より1年間パリに住み、もろもろの制約や束縛を受けたくない、あえてスポンサーを考えず、写真本来の魅力を最大限引き出すことを考えて、自費出版を選択した写真集とのことです。作者の思い入れが強く反映されたものと思います。

ところが、書評欄に書かれた文面では、「修行の場所を欧州に求めた若手写真家が...」暇を持って余す旅行者は...」で書き出されている

のです。当然作者は新聞社へ抗議し、抗議文を作り訂正をすぐに掲載することを求めました。この顛末は写真家にとって不愉快なものと思います。

このトラブルで、新聞の書評がどのように書かれているか、その一端に触れておきます。抗議の内容はだいたい次のようなものです。

作者の紹介や制作過程の事実確認はどのように行うのか。また、批評をどのように考えて掲載しているのか。基本姿勢を問いました。次に、カラーの写真集をモノクロで掲載することの許諾は取るべきではないか。イメージを損なわないよう配慮すべきと申し入れ、トラブル回避の方法の話し合いを求めました。われわれとしては書評というものにあまり配慮していなかった反省から複数の新聞社に意見を聞きました。

結果から書きますと、書評は写真集の批評であるから、自由に書くことを大前提としている。そうしなければ批評という行為が成立しない。したがって事実確認もしていない。

次に発行された写真集の写真を許可なく掲載

したが、著作権侵害にならず報道の自由の範囲と考える。このような不快なことがないように、編集方針について話し合いの場を持つことは吝かでないというものでした。この中で、作者の紹介や制作過程の報道は事実確認を取るべきで記者として未熟、モラルの問題という意見もありました。

強い抗議の結果、後日、事実と違う箇所すなわち「若手写真家...」と「暇を持って余す旅行者...」の記述の部分が訂正されました。

最後に担当したものとして感想を書いておきます。書評は文章として成立しているので事実誤認と思われる記述から写真を読み解く書き方は、例え書評として良く書かれていても全体として読者を、すなわち写真を見るものを誘導したことになるか心配です。新聞社は例え書評でも事実確認はすべきであり、写真のモノクロ、カラーの表現の違いを印刷の制約にするのはちょっと違うと思いますが、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

堀切保郎 知的所有権部副部長



ネット犯罪の摘発

著作権や肖像権の活字が新聞等でよく見られるこの頃ですが、昨年九月に日本では珍しい著作権法違反容疑(写真集から写真を無断で配信)の逮捕者が出た記事が出ました。これはAPAも含めていろいろ著作権関係団体が、個別にですが、違反者に対するきちんとした対応を要請していた結果によるものです。我々APAは四年前から警視庁へ行き、会員の写真集の写真がアダルトサイト等に無断使用されている実体を報告したり、又ある写真家の写真をPC上に掲載して、あたかも自分がファッション

関係の写真家であると偽って、女性とチャットの遣り取りをしている愚弄者があるなどの問題を検討してきました。これらの問題をとりあげた真意は、著作権法違反や肖像権侵害の事例でも刑事事件として立件

することで社会に警告したかったからです。何度も警視庁ハイテク犯罪課や生活経済課に足を運びました。担当者から返ってくる言葉は「日本では検挙事例が無いのが現状です。その違法者のアドレス宛に警告文を出しなさい。」と言われるだけで空しく引き上げるだ

けでした。それがある時に新聞に摘発の記事が出ていました。事件として立件できるじゃないか、我々の努力も間接的であれ報われた気分を味わいました。

小杉俊幸 知的所有権部担当委員



連載 著作権相談 case 2

金沢文春氏 の場合

バイク写真事件

金沢文春 (社)日本広告写真家協会正会員



出版された書籍と連載をしていた雑誌。

初秋のある日、都内の公園へロケに行く、案の定多くの同業者が撮影していた。「金沢さん写真集出たの知ってます？」不意に声を掛けられたその先に、数カ月前に休刊したバイク雑誌でお世話になった元編集者がいた。聞いてみると、その雑誌で私が13年にわたって撮影を担当していた連載を一冊にまとめたものだという。寝耳に水だが仕事だったので挨拶もそこそこに、撮影にもどった。

一週間後、都内の大型書店で買い求めたその書籍は、私と他数人のカメラマンの写真と、モーターサイクルジャーナリストの文章をリメイクした旧車紹介の書籍であった。調べてみると、私の写真は、全112ページ中、80パーセントを超える74ページ、488カットもの写真が使用されていた。もちろん残りのページには他のカメラマンの写真が、彼等にも聞いてみたが、やはり出版されたことは、だれも知らないという。「面倒なことになった」心のなかでつぶやいた。

その編集部撮影システムは、フィルムを編集部が用意する、撮影後の生フィルムは編集者に渡し、編集部が取り引きしている現像所に出す、カメラマンは仕上がりチェックの後、写真を編集部に置いておく、というものである。読者の中には「そんなシステムがあるの？」と驚かたもおられるだろうが、雑誌の世界では結構見受けられるシステムである。当然編集者は手許に写

真があるので、気軽に二次使用、無断使用ができるという寸法だ。

さて、今回の件を時系列で追うと。

7月下旬書籍、発売。

9月初旬、元編集者の指摘により発覚。すぐ担当者Aの上司Bに抗議、相談。調査のうえ話し合いを約束。(上司Bは担当者Aよりすでに各カメラマン、ジャーナリストの承諾はとってあるとの報告を受けてあるとの発言。)

翌日入れ違いで担当者Aより7月1日の日付入り、二次使用のお願いと題する書面、および承諾書、が届く。内容は、出版界の慣例で出版後のお願いになったという、理解不能な内容の、お詫び文と二次使用料約7万円、の提示(74ページ、488カットで、この金額である。)

後日、第1回目の話し合いで先方は、全面的に非を認め口答で謝罪、担当者Aの著作権に対する認識不足と怠慢が原因と釈明。(しかし、担当者Aは、編集長であり出版社も中堅で名前も通った会社であり、著作権のことをあまり知らないというのも、信じがたい。)写真二次使用料、30数万円プラスアルファを提示。



9月下旬、金額に納得出来なかったの
でAPA著作権相談室に相談。写真の
引揚げ、交渉の仕方、二次使用料の
アドバイスをいただく。

10月上旬第2回目話し合い。


10月下旬3回目の話し合いをもって書
面による謝罪と、ほぼ希望どおりの二
次使用料の提示を受け承諾、一件落
着。

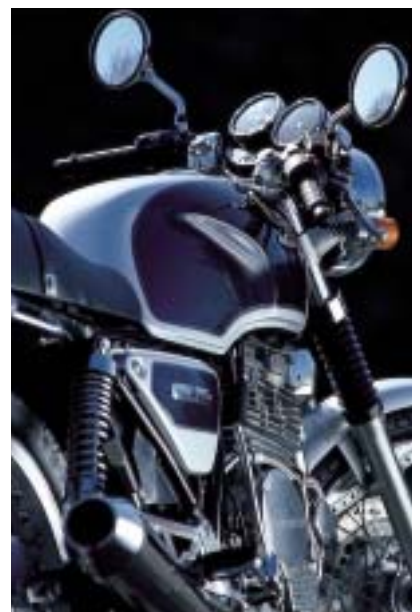
今回の経験では、いろいろな思いがよ
ぎる。著作権無視の書籍といえ、13年
間お世話になった出版社のこと、雑誌
業界にはよくあることだが、無断二次
使用。事後承諾。材料費は編集部が出
しているから、ギャラは払っているか
ら、写真はこっちのもの、と思ってい
るたさんの編集者。折りに触れ、い
ろいろな編集者に著作権の話題を振
ってみるが、理解してくれる人、まっ
たく無視、半々といったところだろう
か。そして無視とする場合は、編集部
や会社の方針であることが多いような
気がする。マスコミやジャーナリズム
側が著作権を無視する矛盾。カメラ
マン側も自分を含め、事をあらだて
て揉め6事を起こすよりは、少々の無
断二次使用はあきらめているという
のが実情だ。

このような問題をお互いに起こさな
いようにするのは、APA著作権レポ
ートVol.01にも書かれていたが「は
っきりしない日本人」をやめるとい
うことだ。日常的に著作権に対する
自分の考えをクライアントに示した
うえで、折り



合いをつけていくしかないと思う。

最後に、話し合いは、なんの後ろ楯も
ない一介のフリーカメラマン私1人
に対して中堅出版社、先方4人、とい
う非常に心細い状況で数回行われた
がAPAの著作権相談室、三戸岡弁
護士、知的所有権部メンバーの皆
さんのおかげで、精神的に優位な
気分で交渉できたと確信している。
また、他のカメラマンの二次使用
料も適正な金額に訂正されたこと
も報告  します。



フィルム・データは必ず返してもらおう

知財まもる

著作権相談室に持ち込まれる相談で最近目立った問題は、撮影時の使用目的とは別の媒体への無断使用、いわゆる流用問題だ。その原因はフィルム・データの預けっぱなしに根っこがある。

永年付き合ってきたデザイナー担当だから信用していた等“日本的”な付き合いの中で自分の財産を放置、無管理すぎであるが、それにしても自分の付き合いの中で返却を求めるのは“言いにくい”のも事実であるのだが、...。別の角度から見ると再使用したくなる写真映像だから再使用されてしまうのだ。写真家は自信を持って良い物を提供しているのだから、再使用させる気分を写真家が起こさせているのではないかとやぶにらみの方向から言いたくなるのだ。再使用や流用の原因は写真家自らが作っているのだ。出版の場合、写真原稿が渡って行く経路は広告の場合より比較的簡単(編集

者 印刷 編集者)だが、最近では出版界でも編集プロダクションの発達が別の問題も発生させている。編集プロダクションが企画を出版社に持ち込む場合がある。手持ちの材料として最初とは別の出版の企画出版物に使用してしまう。写真家は最初の出版物(社)の依頼としか考えていないのだが、出版界の構造変化に



対して自分の財産を守る(著作権は財産だ)意識が無さ過ぎるのはなぜか。

島国日本のせいだけでは語れない問題である。

広告の場合をもっと複雑である。広告主側から考えれば“ウチの広告”の為に特注で写真制作をしてもらったと思うのは当然だ、だから“ウチの物”だと。産業の

発達と経済の発達は先ず新しい物を生産し新しい広告をする。そんな時代にはあまり繰り返すことはなかった。しかし時代は変わった。写真家は古い日本に住するなど言いたい。

善意の第三者という言葉を知っていると思う。例の盗品を質に入れてそれを持主が発見しても質に入れた金額を支払わないと持主に物が返らない話した。質屋さんは盗品と知らなかったから善意で金を貸したのだからという話である。広告主は代理店や制作プロダクションから再使用してもいいですと了解を得ているよ、当然写真家に話しをしていると思った。当社に非は無い。当然である。代理店、制作プロダクションにクレームを付ければ、担当がいる。さーどうする、不況である。そのうち制作プロダクションは倒産している。せっかく弁護士先生に依頼しても相手側から破産管財人が出て来たなんてこともあった。それにつけても自分の財産を預けっぱなしが原因だ。自分で原因の元を作らぬよう注意、注意!



著作権相談室のご案内

APAでは平成10年('98)年から担当弁護士による著作権の相談窓口を開設しています。

ほとんどの場合、口約束だけで仕事を始める事が多い私たちは、契約書を交わす習慣が余りないので、ビジネス・トラブルや知的所有権の侵害に知らぬ間に会うことがあります。またマルチメディアの発展でインターネット上での知的所有権の侵害や無断使用、その他、数多くの新しい問題も起こっています。これらは著作権思想の普及や啓蒙がまだ足りない結果といえますが、著作権者である私たちの無知も原

因のひとつです。

私たちはすでに、何件かの相談を解決してきました。トラブルでお悩みの方、著作権について知りたい方はぜひご相談ください。

インフォメーション

- ・相談日 毎月第4木曜日(変更になる場合があります)
- ・場所 APA事務局(2F APAルーム)
- ・利用資格 APA会員に限る
- ・相談料 無料
- ・担当 三戸岡耕二(担当弁護士)
柳澤俊次(部長)
飯泉博基(副部長)
堀切保郎(副部長)
石田研二(担当委員)
小杉俊幸(担当委員)

利用方法

- ・相談内容を文書にて事前にAPA事務局に提出して下さい。(書式自由 連絡先は欄外を参照)
- ・内容精査の上相談日を決定し通知
- ・相談日に個別面談を実施します。
- ・急を要する件については電話にて対応します。
- ・調査費用や訴訟その他の費用など別途発生するものは相談者負担となります。

